

前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正について（議案第156号）

こども施設課

1 改正の理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 内容

- (1) 特定教育・保育の取扱方針を定める規定において、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の引用条項を改める。
- (2) 特別利用保育の基準及び特別利用教育の基準として利用定員を超える場合の選考を定める規定において、内閣府令に準じ読み替える字句を改める。

3 施行期日

公布の日